

○午後 1 時開議

○議長（松澤利行君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（松澤利行君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

高橋 伸 明 君

須 貝 行 宏 君

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より録音、テレビ撮影、写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第 8 条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○議長（松澤利行君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第 1 から日程第 5 までの 5 件を一括議題に供します。

日程第 1

第10号議案 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第 2

第11号議案 品川区職員定数条例の一部を改正する条例

日程第 3

第12号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4

第13号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5

第14号議案 品川区職員住宅資金融資あつ旋条例を廃止する条例

○議長（松澤利行君） 総務委員長から報告願います。

〔伊藤昌宏君登壇〕

○総務委員長（伊藤昌宏君） ただいま議題に供されました第10号議案から第14号議案までの計 5 議案について、総務委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これらの 5 議案は、2月22日の本会議において当委員会に審査を付託され、2月25日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

まず、第10号議案、品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたこと、および個人番号利用する事務が終了することに伴い、個人番号の利用範囲を改めるものであります。

本条例は、平成31年 4 月 1 から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、情報漏えい対策についてなどの質疑があり、理事者より、情報漏えい対策については、セキュリティ対策の一環として各業務のネットワークを分離し、個人番号を取り扱う端末がインターネットに接続できないよう出口対策を講じることで特定個人情報の外部流出を防ぐものであるなどの答弁がありました。

また、委員より、特定個人情報の利用範囲が拡大することに伴い、さまざまな個人情報の一括管理が行われるようになることを危惧していることなどから、本案には反対であるとの意見表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第10号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第11号議案、品川区職員定数条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

本案は、児童相談所の開設準備等による増員を行う一方、執行体制の見直し等による減員を行い、職員の定数を2,480人から9人増員の2,489人とするものであります。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、所要人員要求の状況とその要求に対する人事課としての考えについて、2、職員の現員数についてなどの質疑があり、理事者より、1の所要人員要求の状況とその要求に対する人事課としての考え方については、全庁的に100名程度の増員要求が来ているが、将来的な財政負担を鑑みれば、全ての要求に応えるのは難しく、所要人員調査を踏まえ、各課に対して繁忙期における課内での柔軟な執行体制の構築やアウトソーシングの活用等の提案も行いながら、総合的に判断するものである。

2の職員の現員数については、平成30年4月1日時点で2,499名であるなどの答弁がありました。

また、委員より、一般事務等の職員が増員されるものの、依然として必要な人員が十分に配置されておらず、いまだ改善の余地があることなどから、本案には反対であるとの意見表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第11号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第12号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

本案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法の改正および人事院規則の改正を踏まえ、民間労働者および国家公務員との均衡を図るため、職員の超過勤務に関し上限時間等を定めるものであります。

なお、関係条例の規定を整備するため、附則において、職員の給与に関する条例の一部改正を行っております。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、日曜開庁への影響について、2、超過勤務縮減に関する区の考え方についてなどの質疑があり、理事者より、1の日曜開庁への影響については、引き続き休日に出勤した職員が平日に代休をとるシフト勤務等を活用し、本事業に支障が出ないよう対応を図るものである。

2の超過勤務縮減に関する区の考え方については、本区では、平成29年度より、区職員の働き方改革として「しながわ〜く」を推進しており、来年度から実施するAI活用による業務改善のほか、これまで取り組んでいる職員の能力向上や部署内での柔軟な執行体制の構築等も引き続き行いながら、時間外労働の削減を図りつつ、よりよい区民サービスを提供していくものであるなどの答弁がありました。

また、委員より、過労死ライン月80時間以上の時間外労働を認める条例改正であることから、本案には反対であるとの意見表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第12号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第13号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

本案は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、職員を派遣することができる団体として、公益社団法人品川区シルバー人材センター等5法人を追加するものであります。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、研修派遣と本条例による派遣の違いについて、2、5法人を追加した理由についてなどの質疑があり、理事者より、1の研修派遣と本条例による派遣の違いについては、研修派遣が派遣先団体での実務を通じて能力の増進を図るためであるのに対し、本条例による派遣は、本区の施策を推進するため、その事務事業と密接な関係を有する公益的法人等の業務に人的援助を行うもので、派遣を行う趣旨が異なる。

2の5法人を追加した理由については、当該法人の業務が高度の公益性を有しており、また区の事務事業と密接なかわりがあることから、職員を派遣できる団体としたものであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第13号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第14号議案、品川区職員住宅資金融資あっ旋条例を廃止する条例についてご報告いたします。

本案は、職員住宅資金融資あっ旋制度について、社会経済情勢の変化等を踏まえ、本制度を廃止するものであります。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、職員団体との協議状況についてなどの質疑があり、理事者より、職員団体との協議状況については、事前に本制度の廃止に関する説明をしており、了解いただいたと認識しているとの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第14号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 総務委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第4および日程第5の2件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも総務委員長の報告のとおり可決いたしました。
次に、日程第1および日程第2の2件を一括して起立により採決いたします。
本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、いずれも総務委員長の報告のとおり可決いたしました。
次に、日程第3を起立により採決いたします。
本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、総務委員長の報告のとおり可決いたしました。
次に、日程第6から日程第9までの4件を一括議題に供します。

日程第6

第20号議案 品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例

日程第7

第21号議案 品川区障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第8

第30号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第9

第31号議案 指定管理者の指定について

○議長（松澤利行君） 厚生委員長から報告願います。

[石田秀男君登壇]

○厚生委員長（石田秀男君） ただいま議題に供されました第20号議案、第21号議案、第30号議案および第31号議案の4議案について、厚生委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら4議案は、2月22日の本会議において当委員会に審査を付託され、2月25日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

初めに、第20号議案、品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、区が期間を定めて借り上げている高齢者住宅バンブーガーデンについて、建物所有者との契約を更新することに伴い、当該住宅の使用料を月額7万2,000円に改めるものであります。

本条例は、平成31年8月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、使用料を月額7万2,000円にした理由についての質疑があり、理事者より、使用料を月額7万2,000円にした理由については、新築から20年が経過しており、設備が老朽化していることなどから、家主と協議した結果、3,000円引き下げ、月額7万2,000円とすることとしたなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第20号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いた

しました。

次に、第21号議案、品川区障害者福祉手当条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、所得税法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、実際に手当を受給されている方への影響についてなどの質疑があり、理事者より、実際に手当を受給されている方への影響については、規定を整備し影響が出ないようにしているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第21号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第30号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

本案は、国民健康保険条例に所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、国民健康保険の基礎賦課額の保険料率等について、所得割を100分の7.32から100分の7.25に、被保険者均等割を3万9,000円から3万9,900円に、基礎賦課限度額を58万円から61万円に改定するものであります。

第2に、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率について、所得割を100分の2.22から100分の2.24に、被保険者均等割を1万2,000円から1万2,300円に改定するものであります。

第3に、低所得者の保険料軽減に係る所得基準額を引き上げるものであります。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、1、東京都が算定する納付金が昨年より下がった理由について、2、品川区における1人当たりの医療給付費の伸びについてなどの質疑があり、理事者より、1の東京都が算定する納付金が昨年より下がった理由については、被保険者数が減少したため、納付金が下がった。

2の品川区における1人当たりの医療給付費の伸びについては、特別区全体と同程度に伸びているなどの答弁がありました。

また、委員より、国保料は引き下げるべきと考えることから、第30号議案については反対であるとの意見表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第30号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第31号議案、指定管理者の指定についてご報告申し上げます。

本案は、品川区立障害児者総合支援施設を構成する各施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、第1に、福祉型児童発達支援センターおよび訪問系サービス事業所の部分について、社会福祉法人ゆうゆう、第2に、障害者生活支援センターの部分について、社会福祉法人グロー、第3に、日中活動・短期入所系サービスセンターおよび障害者地域活動支援センターの部分について、社会福祉法人愛成会であります。

指定期間は、平成31年10月1日から平成34年9月30日までの3年間であります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、1、本施設全体での職員数について、2、各法人の離職率についてなどの質疑があり、1の本施設全体での職員数については、全体で約100名程度を予定している。

2の各法人の離職率については、社会福祉法人ゆうゆうは8.3%、社会福祉法人グローは5%、社会福祉法人愛成会は8.8%で、いずれの事業者も比較的安定しているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第31号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が厚生委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 厚生委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第6、日程第7および日程第9の3件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも厚生委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第8を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、厚生委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第10から日程第13までの4件を一括議題に供します。

日程第10

第22号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例

日程第11

第23号議案 品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第12

第24号議案 品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

日程第13

第25号議案 品川区立公園条例の一部を改正する条例

○議長（松澤利行君） 建設委員長から報告願います。

〔たけうち忍君登壇〕

○建設委員長（たけうち忍君） ただいま議題に供されました第22号議案から第25号議案までの4議案について、建設委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら4議案については、2月22日の本会議において当委員会に審査を付託され、2月25日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

まず、第22号議案、品川区手数料条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、建築基準法が改正されたことに伴い、用途地域における建築物の建築の特例許可に関する審査手数料等を定めるものであります。

本条例は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、用途規制の適用除外に係る手続の合理化による効果について、2、建蔽率規制の合理化の対象範囲についてなどの質疑があり、理事者より、1の用途規制の適用除外に係る手続の合理化による効果については、これまでに特例許可の実績の蓄積がある建築物の建築について特例許可する場合、建築審査会の開催に要するおおむね1か月半から2か月の期間と、これらに係る事務手続が不要となるものである。

2の建蔽率規制の合理化の対象範囲については、建築基準法の中で、防災街区整備地区地区計画における壁面後退箇所などに対象が限定されており、品川区内では小山台一丁目地区防災街区整備地区計画において林試の森公園への避難のとして壁面後退の定められた地区防災道路沿いの建物が対象となり得るなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第22号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第23号議案、品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、第24号議案、品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例および第25号議案、品川区立公園条例の一部を改正する条例については、関連する内容のため、一括して審査いたしましたので、一括してご報告申し上げます。

これら3議案は、平成30年1月に固定資産税評価額が評価替えされたことに伴い、これを算定基礎とする道路占用料、法定外公共物の占用料および区立公園の占用料をそれぞれ改定するものであります。

このほか、品川区道路占用料等徴収条例の一部改正におきましては、地下に設ける食事施設等を新たに占用を許可する物件として追加し、品川区立公園条例の一部改正におきましては、公園施設の建築面積の基準を見直すほか、規定を整備するものであります。

これら3条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、固定資産税評価額の決定と推移について、2、公園施設の建築面積基準見直しの理由についてなどの質疑があり、理事者より、1の固定資産税評価額の決定と推移については、特別区内の土地・建物の評価額は東京都知事が近隣の路線価をもとに決定するもので、宅地の場合、平成27年度から15.5%上昇しているものである。

2の公園施設の建築面積基準見直しの理由については、面積基準の緩和により、敷地面積の小さな公園においてもだれでもトイレが設置可能となることで、公園のバリアフリー化をさらに進めていくことを目的とするものであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、それぞれ採決を行い、第23号議案から第25号議案の3議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が建設委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 建設委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

日程第10から日程第13までの4件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも建設委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第14から日程第22までの9件を一括議題に供します。

日程第14

第15号議案 品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

日程第15

第16号議案 品川区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例

日程第16

第17号議案 品川区児童育成手当条例の一部を改正する条例

日程第17

第18号議案 品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第18

第19号議案 品川区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第19

第26号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

日程第20

第27号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第21

第28号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第22

第29号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松澤利行君） 文教委員長から報告願います。

〔塚本よしひろ君登壇〕

○文教委員長（塚本よしひろ君） ただいま議題に供されました第15号議案から第19号議案および第26号議案から第29号議案の9議案について、文教委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら9議案は、2月22日の本会議において当委員会に審査を付託され、2月25日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

初めに、第15号議案、品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、子ども・子育て会議の庶務を処理する課を子ども未来部子ども育成課から子ども未来部保育

課へ変更するものであります。

なお、関係条例の規定を整備するため、附則において、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正を行っております。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、会議の運営内容に応じ庶務を処理する課を保育課に移したほうがよいと判断した理由についての質疑があり、理事者より、会議の運営内容に応じ庶務を処理する課を保育課に移したほうがよいと判断した理由については、子ども・子育て会議では、子ども・子育て支援事業計画という主に保育関係の内容と次世代育成支援対策推進行動計画という青少年の健全育成、少子化対策に資する内容の計画を審議していたが、本年度4月より品川区子ども・若者計画がスタートし、次世代育成支援対策推進行動計画は其中で審議することとなり、子ども・子育て会議は子ども・子育て支援事業計画の審議に特化するため変更するものであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第15号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第16号議案、品川区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例についてご報告申し上げます。

本案は、女性福祉資金の貸付制度について、貸付実績、他の貸付制度の状況等を踏まえ、本制度を廃止するものであります。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、この時期に廃止する判断をした背景について、2、債権回収等にかかわる今後の事務経費についての質疑があり、理事者より、1のこの時期に廃止する判断をした背景については、平成25年度の制度見直しの翌年に東京都母子福祉資金において子どもの年齢要件の緩和や父子家庭も含める制度変更があったため、5年ほど経過を見たが、本制度の利用がほぼないこと。国の制度が高等教育のほうにも拡充されていき、生活福祉資金や母子福祉資金にも金額が上乘せされたときに、女性福祉資金も条例改正をして貸付金額を上げていくのかなど検討した結果、廃止という決断に至ったこと。保証人を立てられない方が多いこと。社会福祉協議会で生活福祉資金の貸し付けを受ける場合、女性福祉資金貸付の面接を経なければならず、利便性を損なうおそれがあることなどが背景にあり、効率性も含め、事務事業の見直しを行ったためである。

2の債権回収等に係る今後の事務経費については、現在、償還者28名のうち、22名はおおむね順調に返済いただいている。滞納者は6名で約400万円であるが、平成27年から弁護士委任を行い、それぞれの状況を確認して回収や不納欠損処理をするめどがつきつつある。早期解決のため、新年度に事務費を多少上乘せさせていただいているが、近い将来なくなる予定であるなどの答弁がありました。

また、委員より、他の制度にかわるという理由で経済的に苦労している方々への支援をなくすわけにはいかないため、本案について反対する旨の意見表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第16号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第17号議案、品川区児童育成手当条例の一部を改正する条例および第18号議案、品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、関連する内容のため、一括して審査いたしましたので、一括してご報告申し上げます。

これらの2議案は、所得税法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

両条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明、質疑の後にそれぞれ採決を行い、第17号議案および第18号議案の2議案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第19号議案、品川区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、これまで中学生までを対象としていた子どもすこやか医療費助成制度について、子育て支援のさらなる充実を図るため、入院医療費の助成対象の範囲を高校生まで拡大するものであります。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、償還払い方式とした理由について、2、システム改修費が1,000万円以上かかる理由についてなどの質疑があり、理事者より、1の償還払い方式とした理由については、現状、15歳未満の方が東京都以外で診療を受けた場合等においては償還払い方式で支給しているため、それと同様に考えている。医療証で行う場合、各医療機関に周知しなければならないが、高校生の入院となると都内の病院だけとは限らないため、事務効率も考えたものである。

2のシステム改修費が1,000万円以上かかる理由については、15歳までの子どもすこやか医療費助成は口座登録が不要で、償還払いが生じた場合でも児童手当の口座に支払うことができるが、16歳以上はそれができないため、新たに口座を管理するための改修が必要となるほか、児童福祉総合システムの入れかえに合わせ、より使いやすいシステムとなるよう構築を行っているためであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第19号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第26号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例が改正されたことを踏まえ、都立学校の学校医等との均衡を図るため、補償基礎額を改めるものであります。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、補償基礎額の基準についてなどの質疑があり、理事者より、補償基礎額の基準については、公務災害で事故があった場合、補償基礎額に基づき給付される。その基礎となるのは都の医療職の給料表で、経験年数ごとに仮定号級があり、この給料表が変更されるとそれに伴い条例も変更となるものであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第26号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第27号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例および第28号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、関連する内容のため、一括して審査いたしましたので、一括してご報告申し上げます。

これらの2議案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法の改正等を踏まえ、幼稚園教育職員および学校教育職員の超過勤務に関し上限時間等を定めるものであります。

なお、両条例の附則において、関係条例の規定整備を行っております。

両条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、教員の超過勤務は、教員給与特別措置法により給与に4%上乘せされているため超過勤務手当が支給されていない中で、上限時間を定める理由について、

2、条例改正を今回行う理由についてなどの質疑があり、理事者より、1の、教員の超過勤務は、教員給与特別措置法により給与に4%上乘せされているため超過勤務手当が支給されていない中で、上限時間を定める理由については、校外実習・修学旅行・職員会議・非常災害の場合など、いわゆる超勤4項目に当たる場合には、超過勤務を命じることができるため、その上限の時間を定めるものである。

2の条例改正を今回行う理由については、総務省から各地方公共団体に対して、超過勤務命令を出せる時間の上限を定める旨の条例改正等を平成31年4月から適用すべく行うよう通知があり、それに基づいて文部科学省から教員についても同様に扱うよう指示があったためである。上限時間等、具体的な案はまだ文部科学省から示されていないため、今後、規則等で定めていくものであるなどの答弁がありました。

また、委員より、教員の勤務実態が把握されておらず、真の労働時間の把握が確立されていないまま上限のみを定めることは危険であり、規則の改正内容もわからない中での判断はできないため、各案について反対する旨の意見表明がありました。

質疑終了後、それぞれ採決を行い、第27号議案および第28号議案の2議案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第29号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、平成30年10月10日に行われました特別区人事委員会勧告における報告を踏まえ、東京都の教育職員との均衡化を考慮して、区費負担の学校教育職員の初任層における給料を引き上げるものであります。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、有為な人材を確保するための方策について、2、初任層における給与の引き上げについてなどの質疑があり、理事者より、1の有為な人材を確保するための方策については、教員には大変な部分もあるが、それでも教員になりたいという若者を育てていくために、今学んでいる子どもたちに夢や希望を抱かせるキャリア教育を行ったり、教育委員会として学校教育のすばらしさ、特に区で行っている教育のすばらしさを伝えていきたいと考えており、教員となって感じる楽しさや魅力、生きがいをこれからも発信していきたい。

2の初任層における給与の引き上げについては、今回9名の固有教員が該当し、給料月額が200円から700円の引き上げとなるなどの答弁がありました。

質疑終了、採決を行い、第29号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教委員会における審査の経過および結果でございます。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 文教委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第14、日程第16から日程第19まで、および日程第22の6件を一括して採決いたします。本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第15を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第20および日程第21の2件を一括して起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、いずれも文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第23から日程第27までの5件を一括議題に供します。

日程第23

第5号議案 平成31年度品川区一般会計予算

日程第24

第6号議案 平成31年度品川区国民健康保険事業会計予算

日程第25

第7号議案 平成31年度品川区後期高齢者医療特別会計予算

日程第26

第8号議案 平成31年度品川区介護保険特別会計予算

日程第27

第9号議案 平成31年度品川区災害復旧特別会計予算

○議長（松澤利行君） 予算特別委員長から報告願います。

〔たけうち忍君登壇〕

○予算特別委員長（たけうち忍君） ただいま議題に供されました第5号議案から第9号議案までの5議案について、予算特別委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本委員会は、去る2月22日の本会議において38名の委員をもって設置され、平成30年度各会計補正予算4議案および平成31年度各会計予算5議案の計9議案の付託を受け、3月4日から8日間にわたり審査を行いました。

本委員会開催に当たりましては、副委員長および理事の皆様、そして委員各位ならびに理事者の皆様には特段なるご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

平成30年度各会計補正予算4議案については、既に3月7日の本会議において報告の上、ご決定をいただいておりますので、残る平成31年度各会計予算5議案についてご報告いたします。

平成31年度は、改元が予定され、新時代の幕開けを迎えます。また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を1年後に控え、インフラ整備や機運醸成といった事業展開など、区を取り巻く社会経済環境は大きく変動していきます。

区はこれまで、長期基本計画の着実な実現と、その時々ごとの課題に対応した施策を実行し、区民のために日々努力されてきました。

しかしながら、昨年のおお阪や北海道での地震のほか、西日本での豪雨や台風などの風水害から、災害に対する新たな教訓を得ることになりました。

加えて、災害級と言われた猛暑への備え、AIなどに代表される急速な技術革新、またさまざまな場面で問われる多様性など、これまでの計画では想定しなかった課題に対応していくことが求められています。

このような中で、新たな長期基本計画を策定するに当たっては、ゼロベースでの視点を持ち、新規事業や必要な施策を計画していくことが求められています。そのためには、さらなる行財政改革に取り組み、業務改善を進めることが重要です。

区では、職員の働き方改革「しながわ〜く」に取り組まれておりますが、より一層仕事の進め方を見直し、意識の向上を図っていくことが必要です。

さらには、AI等を活用し、長時間労働を抑制しながら区民の利便性向上を図っていかねばなりません。

このような中で、平成31年度予算は、「にぎわい」「防災」「福祉・健康」「子育て・教育」の4分野を重点施策と位置づけられております。

そして、新たな長期基本計画を策定し、品川区の発展に向けた未来への第一歩を踏み出すための積極予算となっております。

委員会といたしましては、予算編成における理事者の努力に敬意を表しつつ、本予算の区行政における重要性に鑑み、終始、熱心な審査を行ったところであります。

まず、第5号議案、平成31年度品川区一般会計予算について、本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,877億5,400万円とし、前年度当初予算に比べ131億7,600万円の増、率では7.5%の増となっております。

あわせて、債務負担行為および一時借入金の最高額について定めるものであります。

質疑の詳細については、後日、作成される委員会記録に委ねることとし、この場では各款別審査における主な質疑をご紹介します。

1、ふるさと納税について、1、幼児教育無償化について、1、長期基本計画について、1、児童相談所移管について、1、認知症高齢者支援事業について、1、受動喫煙対策について、1、プレミアム付区内共通商品券について、1、水辺の利活用について、1、オリンピック・パラリンピック教育推進事業についてなどであります。

次に、第6号議案、平成31年度品川区国民健康保険事業会計予算について、本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ364億1,781万5,000円とするものであります。

本案については、データヘルス計画についてなどの質疑がありました。

次に、第7号議案、平成31年度品川区後期高齢者医療特別会計予算について、本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億4,686万5,000円とするものであります。

本案については、2025年問題に関する今後の医療についてなどの質疑がありました。

次に、第8号議案、平成31年度品川区介護保険特別会計予算について、本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ254億9,250万8,000円とするものであります。

本案については、今後の財政状況についてなどの質疑がありました。

次に、第9号議案、平成31年度品川区災害復旧特別会計予算について、本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億円とするものであります。

最後に総括質疑を行い、各議案に対する質疑を終了いたしました。

表決に当たり、各会派を代表し、渡部茂、若林ひろき、石田しんご、須貝行宏の各委員より、第5号議案から第9号議案までの5議案について賛成する旨の意見表明があり、石田ちひろ委員より、第9号議案については賛成し、第5号議案から第8号議案までの4議案については反対する旨の意見表明がありました。

また、吉田ゆみこ委員より、第5号議案および第7号議案から第9号議案までの4議案については賛成し、第6号議案については反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、平成31年度品川区一般会計予算、平成31年度品川区国民健康保険事業会計予算、平成31年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および平成31年度品川区介護保険特別会計予算については賛成多数をもって、平成31年度品川区災害復旧特別会計予算については全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が予算特別委員会における第5号議案から第9号議案までの審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 予算特別委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第27を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、予算特別委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第23、日程第25および日程第26の3件を一括して起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件はいずれも予算特別委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第24を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は予算特別委員長の報告のとおり可決いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいまお手元に配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1および追加日程第2の2件を一括議題に供します。

追加日程第1

第32号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第2

第33号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第32号議案および第33号議案の人権擁護委員の推薦につきまして、一括してご説明申し上げます。

本区の委員のうち、任期満了となります後藤基氏につきましては引き続きご就任を願いたく、また、退任された森田和枝氏の後任としては長谷川一也氏に新たにご就任を願いたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、当議会の意見を聞くものであります。

いずれも人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任であると存じます。

何とぞ原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては、直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

本件につきましては、いずれも区長推薦のとおり賛成することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも区長推薦のとおり賛成することに決定いたしました。

次に、追加日程第3および追加日程第4の2件を一括議題に供します。

追加日程第3

議員提出第1号議案 品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に反対する決議

追加日程第4

議員提出第2号議案 品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に関する決議

○議長（松澤利行君） 初めに、追加日程第3について説明願います。

〔飯沼雅子君登壇〕

○飯沼雅子君 提出者を代表して、議員提出第1号議案、品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に反対する決議について説明を行います。

本決議は、品川区議会が明確に反対表明を行うことで、国に対し羽田新飛行ルート計画撤回を求めるものです。

騒音、落下物、万が一の墜落事故、資産価値の下落、大気汚染、新飛行ルート案の区民生活への影響ははかり知れません。ジェット機が住宅密集地の上を飛行すれば、子どもからお年寄りまで、命と暮らしが危険にさらされます。

区内8か所で行われた教室型説明会においても、区民の怒りや不安が噴出しています。2020年実施に向け、ことし中にも新飛行ルートが決定される危険が迫っています。議会が区民の反対世論をしっかりと受けとめ、今、行動すれば、国を動かし、とめることができます。

全会派、無所属の皆さんにも賛同を呼びかけました。ところが、自民党・子ども未来、品川区議会公明党、国民民主党・無所属クラブの3会派から反対の立場はとれないと、「反対」の文言を削った新たな決議、議員提出第2号議案が追加をされました。

「反対」の文言を削ったのでは不十分なものになります。時間の猶予はありません。国交省に羽田新飛行ルート撤回を求めるため、「反対」の文言を入れた本決議の採択を強く求めます。

以下、決議を読み上げさせていただきます。

議員提出第1号議案、品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に反対する決議。

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成31年3月26日。

提出者、鈴木ひろ子、石田ちひろ、のだて稔史、須貝行宏、藤原正則、田中さやか、飯沼雅子。

賛成者、南恵子、中塚亮、安藤たい作、おくの晋治、吉田ゆみこ、筒井ようすけ。

品川区議会議長、松澤利行様。

品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に反対する決議。

国交省が羽田空港の国際便増便のため新飛行経路案を示し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに実施しようとしている。

品川区議会はこの間、品川上空を飛行するこの新飛行ルート案に対して、議会で活発な議論を行い、2回の意見書提出を行った。結果、国交省により教室型説明会の実施等がなされたものの、説明も対策もまだまだ十分とは言えないまま、実施まであと1年余と迫っている。

危険性が指摘される中で、南風時の1日4時間のうち3時間とはいえ、品川上空を飛行することは、多くの区民に理解しがたい現状がある。

落下物、騒音への不安、国の説明・周知不足等の理由により、品川区上空を低高度で飛行する新飛行ルート案を容認することはできない。

したがって品川区議会は、新飛行ルート案に反対し、国交省に対して、品川区上空を飛行しないルートの再考を強く求める。

以上、決議する。

平成 年 月 日。

品川区議会。

以上です。ありがとうございます。（拍手）

○議長（松澤利行君） 次に、追加日程第4について説明願います。

〔若林ひろき君登壇〕

○若林ひろき君 ただいま議題に供されました議員提出第2号議案、品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に関する決議の提案理由をご説明申し上げます。

本決議案は、昨日、3月25日の議会運営委員会において議論を行い、提出者、賛成者以外の会派からも賛同の意向が示されたものであります。

平成26年7月、品川区上空を飛行する羽田空港の国際便増便のための新飛行ルート計画案が国土交通省から発表されました。

以来、品川区議会は、新ルート案による騒音や落下物等により区民の不安は解消されていないこと、区議会としても懸念を抱いていることを表明し、住民の意見を丁寧に聞き、不安の払拭と対策に努め、可能な限り市街地に影響を及ぼさない方策を検討することなどや、教室型説明会などを開催し、環境影響等に配慮した方策を具体的に区民に説明することなどを内容とする意見書を平成26年12月および28年12月の2回、それぞれ全会一致をもって可決し、国交省に提出をしてきたところであります。

現在までに教室型説明会の実施等が行われていますが、説明も対策もいまだ十分とは言えず、危険性が指摘される中で品川区上空を低高度で飛行することは、多くの区民に理解しがたい現状があります。

よって、羽田空港新飛行ルート案の実施まで1年余と迫ってきた現段階において、品川区議会は新飛行ルート案を容認することはできず、国交省に対して品川区上空を飛行しないルートへの再考を強く求める意思をあらわし、決議するものであります。

内容は、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

議員提出第2号議案、品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に関する決議。

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成31年3月26日。

提出者、渡部茂、石田しんご、若林ひろき。

賛成者、本多健信、石田秀男、伊藤昌宏、大沢真一、鈴木博、鈴木真澄、芹澤裕次郎、高橋伸明、横山由香理、渡辺裕一、あくつ広王、たけうち忍、新妻さえ子、こんの孝子、浅野ひろゆき、塚本よしひろ、つる伸一郎、いながわ貴之、大倉たかひろ、木村けんご、松永よしひろ、高橋しんじ。

品川区議会議長、松澤利行様。

品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に関する決議。

国土交通省は、羽田空港の国際便増便のため新飛行経路案を示し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに実施する計画である。

品川区議会はこの間、品川区上空を飛行するこの新飛行ルート案に対して、2回の意見書提出を行い、現在、国土交通省により教室型説明会の実施等がなされているが、説明も対策も未だ十分とは言えないまま、実施まであと1年余と迫っている。

危険性が指摘される中で、南風時の1日4時間のうち3時間とはいえ、品川区上空を飛行することは、多くの区民に理解しがたい現状がある。落下物、騒音への不安、国の説明・周知不足等の理由により、品川区上空を低高度で飛行する新飛行ルート案を容認することはできない。

品川区議会は、国土交通省に対して品川区上空を飛行しないルートへの再考を強く求める。

以上、決議する。

平成 年 月 日。

品川区議会。

以上です。

○議長（松澤利行君） ただいまの2件の説明にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

追加日程第3および追加日程第4の2件につきましては、直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

なお、追加日程第3につきましては3名の方から、追加日程第4につきましても3名の方から討論の通告がありますので、採決をするに際し、討論を行います。

初めに、追加日程第3に対する討論を行います。

順次ご発言願います。安藤たい作君。

〔安藤たい作君登壇〕

○安藤たい作君 日本共産党を代表して、議員提出第1号議案、品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に反対する決議に賛成する討論を行います。

この決議は、国が示す品川区上空を飛行する羽田新飛行ルート案に区議会として反対表明し、品川区上空を飛行しないルートの再考を求めるものです。

以下、理由を大きく2点述べます。

1点目は、この計画が実行されれば、品川区民の暮らしと命が将来にわたって脅かされる重大事態になるということです。

騒音、落下物に万が一の墜落事故、資産価値の下落、大気汚染、新飛行ルート案により区民生活には多大な悪影響がもたらされます。にもかかわらず、国は、落下物は予見しないなどと、その具体的な影響も示さず、資産価値の下落や大気汚染については、その影響を認めることすらしていません。しかも、3月14日に行われた都議会の質疑では、騒音にかかわる重大な新事実も明らかになりました。国が住民に説明してきた騒音推計値より実測値は大きいにもかかわらず、国はそれを隠していたという問題です。

現在でも悪天候時には江戸川区で羽田への着陸機が飛行しています。高度915メートルでの実測値は78デシベル、国が説明してきた同高度の騒音推計値は70デシベル。8デシベル高いということは、音の大きさで言えば6.4倍大きいこととなります。これでは、これまで説明されていた大井町上空300メートルで80デシベルとの説明も根底から崩れ、90デシベル、騒々しい工場内やパチンコ店内並みの騒音が降

り注ぐことにもなりかねません。これは、推定値よりも実測値が大きいとわかっていながら、それを隠し進めてきたという国による隠蔽です。

また、現在、区内8か所で行われた教室型説明会では、国は住民の質問にまともに答えず、はぐらかし、配布資料を読み上げるだけでした。マスコミの取材も拒否し、議事録公開も行っていません。参加者からは、のらりくらはぐらかしている、既成事実づくりとしか思えず納得いかない、国は聞かれたことに答えてほしいなどの怒りの声が次々と上がりました。

これほど大きな影響があるのに、聞かれたことははぐらかし、事実を隠蔽し、被害を小さく見せて計画の説明をしてきた国の責任は重大です。

2点目は、今こそ区議会が反対の意思表示をする決議を上げることが必要だという点です。

安倍政権は、新飛行ルート案を2020年オリンピックまでに実施する考え、年内にも新飛行ルートを決定し、新飛行経路の周知をしようとしています。

計画実施が目前に迫る中、さまざまな立場の区民から、命の危険にさらされるこの計画をやめてほしいとの声が強まり、区内にあふれています。

この4年間、さまざまな場面で私たち議員は区民の声を聞いてきました。区民の多数の声は紛れもなくこの計画に反対、この切実な声に応えることこそが区民の代表である私たち区議会議員、品川区議会の役割ではないでしょうか。

その区民の怒りは教室型説明会でも爆発しました。幾つか紹介します。

騒音は屋外では防ぐことができない。学校の校庭や保育園の園庭、公園はどうなるのか。視覚障害者は音を頼りに歩いているが、飛行機の騒音で歩けなくなる。アパート経営で生活しているが、うるさいと思ったら出ていってしまう。補償してくれるのか。落下物は少なくさえすればよいと聞こえる。人の命を第一にすべきで、許せない。人的ミス、機械のミス、墜落など、最悪を想定するのがリスクマネジメント。リスクを呼び込む計画には大反対。ロンドンに5年、ニューヨークにも住んでいたこともあるが、こんな密集市街地の上を飛んではない。国や行政は国際競争力のために私たちの安全で幸せな生活を犠牲にするのか。品川でもかつて飛んでいた。それをまた繰り返させるのか。こんなことを子や孫に伝えていいのか。お上の決めたことだから問答無用というやり方だなどの怒りの声です。

この声に議会はどう応えるべきか。日本共産党は、生活者ネット、無所属区議と一緒に羽田新ルート計画の反対決議案をつくり、全ての会派と無所属議員に共同提出を呼びかけました。しかし、自民党・子ども未来、公明党、国民民主党・無所属クラブからは、「反対」の文言だけ削った決議案が後から出されました。

議会運営委員会では、2つの決議案をめぐって質疑が行われ、どちらも同じような内容ではないかななどの意見も出されました。しかし、決議に反対表明が入るか入らないかは計画をとめる上で決定的です。2つの決議は明確に違う決議なのです。

先日の予算特別委員会で、共産党のこの計画はもう決まったことなのかとの質問に、区は案であると答えました。そして、国もこれまで計画を地元の理解を得て進めると説明してきました。しかし、国は、教室型説明会で、住民から何をもって地元理解を得たとするのか、その判断基準は何かと問われても、都と区、関係自治体と相談したいと繰り返すのみ、直接区民の意思を問う考えを示すことはありませんでした。

品川区議会は区民の代表です。区議会による反対決議は誰の目から見ても否定しようのない地元の反対表明となり、地元の理解を得られない計画を中止することができます。計画実施の期日が迫り、区民

の反対世論もさらに広がる中、私たち議会の判断が品川低空飛行という事態を避けることにつながる以上、今こそここで反対決議を上げるべきです。

なお、自民党・子ども未来、公明党、国民民主党・無所属クラブから出された品川上空を飛行する羽田新ルート計画に関する決議は、不十分ではありますが、区民の声を一部反映するものなので、反対するものではありません。しかし、区議会が反対の立場を表明することが何よりも重要な局面であるのに、「反対」との言葉を削っており、不十分です。

区民の反対の声は、考え方の違いや政党支持の違いではなく、区民自身がこの問題を命や安全、暮らしにかかわる重大問題として捉え、出されているものです。計画をやめさせるため、今こそ違いを乗り越えて議会として反対を表明することこそ必要な時期なのです。

改めて議長の皆さんに新ルート案を撤回させるためこの決議に賛成していただくよう呼びかけて、私の賛成討論を終わります。（拍手）

○議長（松澤利行君） 次に、吉田ゆみこ君。

〔吉田ゆみこ君登壇〕

○吉田ゆみこ君 品川・生活者ネットワークを代表して、品川上空を飛行する羽田新ルート計画に反対する決議に賛成の立場で討論いたします。

品川・生活者ネットワークは、当初よりこの羽田新ルート計画案には反対を主張し、区議会へも反対の態度を示すべきと呼びかけてきました。この新ルート案は、区民の命と暮らしの安全を脅かすものであり、たとえどんな経済的メリットが示されようとも、命にかえられるものはあり得ないと考えるからです。

品川区議会は、これまで2回にわたって国交省に対して意見書を提出してきました。その成果として、教室型の説明会開催にはこぎつきましたが、説明の内容は、これまで配られた資料をなぞるものにすぎず、十分な質疑の時間もとられないというものであり、参加者の方からは大きな不満の声ばかりが聞こえてきます。教室型説明会を開催したという実績を残すための形のみのものであると言わざるを得ません。

区民から決して理解を得られていない計画案であるということへの認識は、品川区議会の中でも共通のものとなっており、少なくとも現行の新ルート案は容認しがたいというところまでは一致していると考えます。今回、同時に提出された品川上空を飛行する羽田新ルート計画に関する決議からもそれは読み取れます。ここに表現されているのは、すなわち現在進行中の羽田新ルート案には反対ということにほかなりません。

したがって、品川上空を飛行する羽田新ルート計画に関する決議にも反対するものではありませんが、ここまで言うのであれば、明確な意思表示として、現在の羽田新ルート計画には反対と明らかにし、それによって国土交通省に強く見直しを訴えるべきです。

もしこのまま計画が実行され、万が一の事態があった場合、明確に反対の意思を表示しなかった議会の責任も区民からは問われます。改めて品川上空を飛行する羽田新ルート計画に反対する決議への賛成を議員の皆様と呼びかけて、品川・生活者ネットワークの賛成討論を終わります。（拍手）

○議長（松澤利行君） 次に、筒井ようすけ君。

〔筒井ようすけ君登壇〕

○筒井ようすけ君 私、筒井ようすけは、品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に反対する決議への賛成討論を行います。

現在の国交省が提示する羽田新飛行ルート計画については、私は、かねてから、騒音、落下物、墜落、不動産価値下落の4つのリスクがあり、また、一定の経済効果が認められるけれども、この健康への悪影響、不動産価値の下落などの経済損失のほうが上回ることで、品川区にとってノーメリットだということを経験して反対してまいりました。そして、成田空港、茨城空港の活用、品川低空を飛ばないルートを可能にする新たな滑走路の設置、横田基地の軍民共用化による首都圏第3空港化、東京国際クルーズターミナルの活用などの代替案を提示し、この現在の羽田新飛行ルート案の再考を求めてまいりました。

一方、国交省は、丁寧な説明の一環として、やっと教室型説明会を開催し始めましたが、情報公開が不十分なこと、区民の質問に対する回答不足なども相まって、この新飛行ルートのリスクの多さから、区民の理解は得られているとは到底言えない状況です。むしろ反対する声が広がりつつあります。

また、国交省は、区民の羽田新飛行ルートについての意識や賛否を把握できる区民アンケートの実施をしようとするしません。新飛行ルートが実施された場合、一般住宅までの防音措置や、固定資産税、NHK受信料などの減免措置をしようとはしません。品川区民へのメリットへつながるような品川区の地域振興策などの代償措置などの提示もない状況です。

したがって、このような状況では、この羽田新飛行ルート案は到底容認することはできません。

そして、当初、この羽田新飛行ルート案が出てきた状況と現在とは大分異なる状況が出てきました。いわば当初からは事情が大きく異なってきたと言えます。

騒音による健康への悪影響についての研究結果、ガイドラインが新しく出てきました。羽田新飛行ルートが品川区にもたらす騒音は約80デシベルですが、以下の研究結果、ガイドラインの数値を超えております。

すなわち、昨年8月にニューヨーク市クイーンズ区のラガーディア空港から離陸する飛行機の騒音が直接的な健康被害を及ぼすおそれがあるとの研究結果がコロンビア大学によって発表されました。その研究結果によると、飛行ルートの常用開始以降、その通過地域の住民が60デシベルを超える連続的な騒音に長期間さらされ、循環器系疾患や不安神経症を患う可能性が高まっており、飛行ルートが一定の経済的利益を生む一方で、住民が受ける被害はこれを上回るとも指摘しております。

また、昨年10月には、世界保健機関（WHO）欧州事務局が航空、道路、鉄道、風力タービン、レジャー騒音に関する最新版の環境騒音ガイドラインを公表しました。これによると、航空機騒音に関しては、健康への悪影響が生じるとして、Lden値ですが、45デシベルを下回るよう強く求めています。比較的短時間で終わるとされるレジャーの騒音についてさえも70デシベルにとどめるべきと求めています。

羽田新飛行ルートは、実質3時間の品川低空飛行とはいえ、今述べた研究結果、ガイドラインを大きく超える80デシベルの航空機騒音を約1分半おきに連続して品川区民は浴びせられることとなります。騒音による健康被害がないとは言えず、何らかの悪影響を及ぼし得ると考えられます。

また、新しい事情として、ことしの、今月、3月10日のエチオピアでの航空機墜落事故があります。この墜落事故により搭乗していた乗員乗客157名の全員が死亡するという痛ましい事故です。墜落も全く起きないとは言えない状況となりました。

今回のエチオピアの墜落事故は、墜落した場所が人口の密集していないエチオピアの郊外でしたが、今回の羽田新飛行ルートは、市街地、人口密集地域である東京都心、品川区上空を通過するものであり、そこで墜落したとなると、乗員乗客はおろか、真下の墜落場所にいる大勢の人たちの命を奪うこととなります。大惨事となることは容易に想像できます。

墜落の可能性は低いかもしれませんが、可能性はゼロとは言えず、そして、その一度の墜落が大惨事

を招くものであるならば、やはり一度でも墜落可能性があるこの羽田新飛行ルートは断じて許してはならないものだと考えます。

また、墜落の可能性も、羽田新飛行ルートの開始目標としている東京オリンピック・パラリンピックがテロリストに狙われている危険性が高いことから、平時に比べて墜落の可能性は高まっていると思われれます。

騒音による健康被害の新しい研究結果、ガイドライン、そして墜落ということが現実味を帯びてきたことという新しい状況、新しい事情により、この羽田新飛行ルートを容認することはできないということがより一層強まったと言えます。

したがって、現在提示のこの羽田新飛行ルート案は廃案されるべきものであり、別の安全な代替案にとってかわられるべきであり、再考を求めるものであります。

容認することはできず再考を求めるという品川上空を飛行する羽田新ルート計画に関する決議にはもちろん賛成です。しかし、この品川低空を定期的に飛行するようなルート案は絶対的に禁止、廃案されるべきものであり、品川区民の生命、財産、平穏な日常生活を守るべき品川区議会議員、品川区議会として一歩踏み込んだ表現、原則として絶対に容認できないという意思を明確に表示するために、「反対」という文言を入れた決議案に賛成すべきと考えます。

将来、墜落をはじめとした重大な事故が起きた際に議会意思の欠落だったと禍根を残さないよう、この決議案への採択に賛成をしていただくようお願いを申し上げて、私、筒井ようすけの賛成討論といたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（松澤利行君） 次に、追加日程第4に対する討論を行います。

順次ご発言願います。伊藤昌宏君。

〔伊藤昌宏君登壇〕

○伊藤昌宏君 品川区議会自民党・子ども未来を代表し、議員提出第2号議案、品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に関する決議に賛成する立場で討論を行います。

品川区議会自民党・子ども未来は、この問題に当初から真摯に取り組んでまいりました。国交省からこのルート案が示された直後から、石原宏高代議士同行による国土交通省への要望、国交省担当職員との複数回にわたる交渉を通じ、自民党の要望を伝えてまいりました。

また、都市部にある空港に発着する航空機の騒音調査として大阪・伊丹空港にての高度200メートル、350メートル、500メートルの地点での2回にわたる調査、豊中市、伊丹市各担当職員からの行政としての空港対策の具体例、歴史等の先進市の研究、それらの成果は、品川区はもとより、直接または石原代議士を通じて国土交通省に伝えてまいりました。

さて、視点を変えて、大都市東京上空を航空機が通過するルートを国土交通省が選定する際に、反対派が言う落下物、墜落等のリスクを検討しなかったとは思いません。仮に航空機事故が発生した際には、極めて深刻、かつ都民、国民に深刻な影響を及ぼす航空機ルート設定を国の責任で行うからには、極めて厳密なリスク計算と、全世界、全国他都市部での空港運用実績、羽田空港周辺の地理的背景、空港とあらゆる観点から検討し、慎重なルート選定をしたと思います。しかしながら、品川区上空を通過する航空機ルートについては容認することはできません。

この新飛行ルートに反対することは簡単であります。では、未来永劫そのルートが固定化するのでしょうか。恐らく違います。私たちはあくまで再考を求めてまいりました。その背景には、議会要望による国土交通省の政策変更、羽田空港周辺整備計画の進展、国内外の情勢変化等により、新飛行ルート

の変更がなされる可能性を十分踏まえた対応であり、新飛行ルート案に反対と表明すれば、国土交通省が将来品川区民にとって大変利益のある政策変更を提案した場合でも、議会としてその提案を否定する立場に立つと考えます。

我々議会で課されるものは、時として大変厳しい判断が迫られます。1つの例として、旧国鉄の民営化、日本電信電話公社解体については、当初、サービス低下や職員の勤務意欲低下等を招く等、大変な反対がありました。しかし、今、JRによる多角的なサービス提供、付加価値の高い鉄道事業運営等により世界一厳格とされる列車の定時運行、開業以来事故のない新幹線運行等がなされ、電電公社解体による携帯電話の爆発的普及、これらの施策は国民に多くのメリットをもたらしました。

これらに共通する視点は、目先の短絡的な反対では事態は改善しない。むしろ、その後の新たな事業展開の中で多角的、俯瞰的、経営的観点から事業内容を精査し、改善を行った結果としてなされたものと考えます。

羽田空港問題、この問題については、まさに短絡的な反対、賛成の視点ではなく、議会として俯瞰的にこの問題を捉え、航空技術等の変化はもとより、羽田空港周辺の将来的な再開発、羽田空港の沖合展開による都心上空を通過しない航空機ルート選定等、多角的な面から国土交通省に再考を求めていく立場こそ、多くの区民の理解が得られるものと考えております。

以上の立場から、議員提出第2号議案、品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に関する決議に賛成し、議会の再考意思を示す決議でありますから、賛成多数ではなく、全会一致で議決されるようお願い、賛成討論いたします。（拍手）

○議長（松澤利行君） 次に、あくつ広王君。

〔あくつ広王君登壇〕

○あくつ広王君 ただいま議題に供されました平成31年議員提出第2号議案、品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に関する決議について、品川区議会公明党を代表して賛成の立場で討論を行います。

国土交通省は、羽田空港の機能強化を実現する方策として東京都心上空の新飛行ルート案を示しており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに実施する方針です。

本ルート案によれば、上空を通過する都心地域は広く南北にわたっていますが、特にここ品川区の上空では低い高度が設定されています。

この間さまざまなお意見を伺う中で、区議会公明党は、新飛行ルート案に対する区民の3点の懸念について具体的に指摘をいたしました。本決議案の内容は、まさにこの具現化ですので、改めて3点の懸念を申し述べます。

まず、落下物に関する懸念です。2017年9月のオランダ航空機からのパネル落下事故をはじめ、重大インシデントに認定されるような落下物事故が多発している現状があります。国土交通省は、安全策を講じるとして、昨年3月、落下物対策総合パッケージを発表し、日本の航空会社についてはことしの1月15日から、また外国の航空会社ではことしの3月15日から、落下物防止対策基準の適用が始まったところです。ただし、パッケージの主な内容は、各航空会社に厳重な点検を促したり、事故の際の補償を拡充するものであり、安全が完全に担保されているとまでは言いがたく、人口密度の高い品川区で落下物が発生した場合、生命、財産を脅かす不安が払拭されておらず、区民の理解が得られていない現状があります。

次に、騒音に関する懸念です。最大で約80デシベルの航空機騒音が1分半に1回発生することが想定されています。当初、国は、騒音環境基準以下であるため、防音工事の必要はないという見解でした。

しかし、区議会や品川区等関係自治体からの強い要請により、平成28年7月に、騒音環境の軽減に向けた取り組みとして、環境影響等に配慮した方策を公表し、防音工事助成の対象施設の拡充を行う方針が示されました。本年1月の建設委員会での説明によれば、国は1月下旬から2月末にかけ、区内の学校、病院、保育園、福祉施設等の27施設24棟を対象にして助成の可否について現地での詳細調査を行うとの報告がありました。しかし、いまだに一般住宅は対象外という見解は変わっていないほか、視覚障害者をはじめ多くの区民の住環境に重大な影響を及ぼす騒音についても、区民の理解は得られているとはいえない現状です。

3点目は、国の説明、周知に関する懸念です。平成27年から開始された国土交通省主催のオープンハウス型説明会は、本年2月に第5フェーズまで開催されました。しかし、区民への周知、説明不足の実態があったため、区議会は一貫してオープンハウス型に加えて教室型説明会の開催を求めてまいりました。ようやく、昨年12月の大井第一地域センター管内での個別説明会を皮切りに、区内の各地で順次教室型説明会が実施されています。ただし、残念ながら、新ルート案についてまだまだ周知、説明が十分とは言えず、区民の理解が得られているとはいえない現状があります。

以上3点の懸念が解消されない中で、1日4時間のうち3時間とはいえ、人口密集地域である品川区の上空を飛行することは多くの区民に理解しがたい現状があり、品川区上空を低高度で飛行する新飛行ルート案を容認することはできません。

品川区議会公明党は、品川区上空を低高度で飛行しないルートの再考を今後も国土交通省に対して強く求めていくことを申し述べ、本決議案に対しての賛成討論といたします。（拍手）

○議長（松澤利行君） 次に、松永よしひろ君。

〔松永よしひろ君登壇〕

○松永よしひろ君 国民民主党・無所属クラブは、議員提出第2号議案、品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に関する決議に賛成の立場で討論を行います。

本決議は、国土交通省に対して、品川区上空を飛行しないルートへの再考を強く求めるものであります。

品川区議会は、これまで羽田新飛行ルートに関して、平成26年と平成28年に、品川区と十分協議、連携することや、教室型説明会などを行い、きめ細やかな説明を区民へするよう、国土交通省に対してそれぞれ意見書の提出を全会一致をもって可決し、行ってまいりました。

国土交通省は、品川区議会と品川区からの強い要望を受け、この間、落下物に対する落下物対策総合パッケージを策定し、また教室型の説明会等を開催してきています。しかしながら、区民の方々からこの羽田新飛行ルートに対して反対の声が聞こえる現状もあるなど、説明も対策もいまだ十分とは言えない状況です。

我が会派としては、羽田空港の機能強化には一定の理解を示すものの、危険性が指摘される中、また品川区の上空を低高度で飛行することは区民に理解しがたい状況下で、羽田新飛行ルートは見直しをすべきだという立場に立ち、この間、松原仁衆議院議員と連携し、国土交通省に対して対案を示しながら羽田新飛行ルートの見直しを提案し、品川区に対しても試験飛行や区民への意識調査を行うよう国に求めるべきと要望を行うなど、現実的な解決策を求めてまいりました。

そして、本議案を提出するに当たり、全会一致が望ましいと思うことから、議会運営委員会などを通して議論を交わしてきました。

よって、実施まで1年余りと迫ってきた中で、品川区議会としては羽田新飛行ルート案を容認するこ

とはできず、国土交通省に対して品川上空を飛行しないルートへの再考を強く求める意思をさらに示すため、我が会派として本議案に賛成し、討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（松澤利行君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、追加日程第3を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立少数であります。

ご着席願います。

よって、本件は否決されました。

次に、追加日程第4を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立全員であります。

ご着席願います。

よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

この際、ご報告いたします。

監査委員から平成30年度後期一般監査の結果についてが提出されましたので、これを受理し、お手元に配付してあります。

次に、日程第28を議題に供します。

日程第28

請願・陳情審査結果報告（1）

○議長（松澤利行君） 本件につきましては、お手元に配付のとおり、各所管の委員長から請願・陳情審査結果報告書（1）が提出されております。

お諮りいたします。

各所管の委員長からの審査結果報告書（1）のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は審査結果報告書（1）のとおり決定いたしました。

次に、日程第29を議題に供します。

日程第29

請願・陳情審査結果報告（2）

○議長（松澤利行君） 厚生委員長から報告願います。

〔石田秀男君登壇〕

○厚生委員長（石田秀男君） ただいま議題に供されました、日程第29、請願・陳情審査結果報告

(2)の内容として、2月25日の厚生委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本件は、平成31年請願第7号、特養ホームと老健施設の増設を求める請願であり、2月22日の本会議において当委員会に審査を付託されたものであります。

本請願の趣旨は、林試の森公園隣の特養ホームの定員を増やすこと、特養ホームおよび老健施設の増設計画をつくることを求めるものであります。

初めに、理事者に説明を求め、理事者より、直近の5年間で特別養護老人ホームは3か所、定員231人の増、また4月にも定員81人の施設を新規開設するなど、認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護等と合わせて高齢者施設の整備を進めている。林試の森隣の公有地については、高齢者、障害者、児童の施設、あるいは地域からの要望が高い地域交流スペース、防災設備等、さまざまな視点で整備の検討をしているところである。区としては、施設整備だけということではなく、さまざまなニーズ、状態像といった多様性に応えられるよう、さまざまな施策を展開しているなどの説明がありました。

委員より、1、高齢者施設のあり方について、2、特別養護老人ホームの入所に係る優先順位についてなどの質疑があり、理事者より、1の高齢者施設のあり方については、地域包括ケアといった観点から、地域密着型の施設を多くつくっていく。

2の特別養護老人ホームの入所に係る優先順位については、申し込みされている方々の状況はさまざまであり、一定の点数化をしているが、ケースごとに状況を精査し、必要な方について入所等の案内をしているなどの答弁がありました。

質疑終了後、本請願の取り扱いについてお諮りしたところ、結論を出すこととなったため、採決を行いました。採決の結果、平成31年請願第7号は、賛成少数により不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 厚生委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件につきましては、1名の方から討論の通告があります。

ご発言願います。鈴木ひろ子君。

〔鈴木ひろ子君登壇〕

○鈴木ひろ子君 日本共産党を代表して、請願第7号、特養ホームと老健施設の増設を求める請願に対する賛成討論を行います。

品川の医療と介護をよくする会から出されたこの請願は、1、林試の森公園隣の公有地に増設予定の特養ホームの定員数をできる限り増やすこと、2、入所希望者全員が入れる特養ホームの増設計画をつくること、3、老健施設の増設計画を立てることを求めるものです。

特養ホームに入れずに苦しむ多くの区民から悲痛な訴えがたくさん寄せられています。この声に応えて、議会から増設を品川区に求めるべきと考えます。

以下、請願への賛成理由を述べます。

第1に、区内の特養ホームに入れるのは申し込んだ人のわずか16%、84%もの人が入れないという深刻な状況を一刻も早く解決することが必要だからです。

昨年2月締め切りの申請者464人中、4月から9月末までに区内特養ホームに入れた方は76人、16%

でした。実に84%、388人が入れませんでした。50代、60代は100%入れない。70代で入れたのは87人中たった1人。80代でも、申し込んだ222人中26人、12%しか入れませんでした。90代でも、100歳以上でも、多くが入れない。要介護4、5の重度でも2割は入れません。入所を待ちながら亡くなる方が52名にも上ります。これが品川区の特養ホーム入所の実態です。

中でも、若くして突然倒れ重度の要介護状態になった方は100%入れません。年齢の点数がつかない上に、施設入所の場合、介護の困難度も半分しかつきません。突然倒れたために介護の期間もつきません。何年たっても入所の見通しが立ちません。

さらに、区は、申請者の6割がもう既にどこかしらの施設に入っていると、施設入所者の深刻な実態を解決する姿勢がありません。

病院、老健、有料老人ホームなどに入所している方は、在宅での介護ができないために特養ホームに申し込んだ方です。しかし、特養ホームが足りないために入れず、そのためにやむなく施設に入らざるを得なかったのです。

老人保健施設は、長期間の入所ができないため、3か月から半年で次々と移らざるを得ません。なれる間もなくまた次の施設と転院を繰り返すストレスは、高齢者にとってはかり知れません。

家族にとっても大きな負担です。有料老人ホームは安くても25万円から30万円もかかり、どれだけの人が払い続けることができるのでしょうか。病院も同様です。年齢の若い方や施設入所者が入りにくい調整基準の見直しが必要だと考えます。

そもそも入所調整基準は申請者を振り落とすためのものです。希望者が入れるだけの絶対数が足りないために起こっている問題です。特に品川区の場合、特養ホームの整備率は23区で19位、老人保健施設との合計整備率は23区で最下位です。23区の中でも品川区民は特段大変な状況にさらされているのです。品川区は、この事実を重く受けとめ、増設計画を直ちにつくり、具体化すべきです。

2つ目に、高齢者人口は今後増え続け、特養ホームの需要はますます高まることが予想されます。

2016年3月発表の品川区人口ビジョンによれば、高齢者人口は今後36年間増え続け、現在の8万2,000人から13万1,000人に、1.6倍になると予想しています。

林試の森公園隣の小規模特養ホームの後、計画を立てないまま推移すれば、ますます深刻な状況が広がります。

3つ目に、品川区にはお金も土地もある、区長がその気にさえなれば待機者ゼロは実現できるということです。

区は土地の確保が決まらないのに計画はつくれないと言いますが、需要に基づく必要数を出して、そのための土地をどう確保するのか、計画を立てて事業を進めるのが本来の自治体のやり方ではないでしょうか。

補助29号線、放射2号線、駅前超高層開発などは、反対者がどれだけいても、いつまでにつくると計画を立てて、強引に立ち退きをさせて、道路用地、開発用地を確保しています。特養ホームは多くの区民が求めています。土地ができれば初めて考えますではなく、計画を立てて土地を確保するやり方に変えるべきです。しかも、品川区にはお金も土地もあります。

建設にかかる費用は、100人規模の特養ホームの場合、建設コスト26億円中、東京都からの補助金が9億円、品川区の負担は約17億円です。5か所つくっても85億円です。武蔵小山の超高層開発マンションへの税金投入は1か所で109億円。巨大道路や開発に巨額の税金をつぎ込むのではなく、特養ホームなど区民の福祉、暮らしにこそ使うべきです。しかも、品川区には医療や福祉を削ってため込んだ

1,000億円の基金があります。そのごく一部で待機者ゼロへの特養ホームをつくることができます。

土地もあります。旧第一日野小学校跡は、株式会社T O C貸し付けが2022年で契約終了。荏原第四中学校跡の暫定活用も2023年までです。東大井都営住宅跡や区営住宅建てかえに合わせてなど、特養ホームの増設計画を立てて具体化すべきです。

また、林試の森隣の公有地は、近隣の方々の理解を得ながら、できる限り定員数を増やして区民の願いに応えていただきたいと思います。

こんな事態をこのままにしておくのか、今こそ議員一人ひとりの態度が問われています。増設計画をつくらない品川区に対して、議会としてそれを求め、具体化させる、それが区民から負託を受けた議会の役割ではないでしょうか。

以上、請願採択を呼びかけ、賛成討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（松澤利行君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

平成31年請願第7号について採決いたします。

本件請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立少数であります。

ご着席願います。

よって、本件請願は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第30を議題に供します。

日程第30

請願・陳情の付託

○議長（松澤利行君） 期日までに受理いたしました陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会および議会運営委員会に付託いたします。

次に、日程第31を議題に供します。

日程第31

常任委員会・議会運営委員会・特別委員会議会閉会中継続審査調査事項

○議長（松澤利行君） 本件につきましては、お手元に配付の請願・陳情継続審査件名表および特定事件継続調査事項表のとおり、各所管の委員長から閉会中も審査調査を要する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

各所管の委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、各所管の委員長からの申し出のとおり決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

この際、区長より発言の申し出がありますので、ご発言願います。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 平成31年第1回区議会定例会の終了に際しまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、平成31年度一般会計予算をはじめ、各会計予算および事業執行に関する条例等についてご審議をいただき、また、その全てにつきまして、ただいまご議決をいただきました。ここに厚く御礼を申し上げます。

さて、議員の皆様とともに築いてまいりましたこの4年間を振り返りますと、今年度に最終年を迎えた長期基本計画では、計画達成に向けて議員の皆様方よりご助言をいただきながら着実に推進するとともに、緊急課題である防災対策、地域経済の活性化、待機児童対策、高齢期の生活支援への施策をスピード感を持って進めてまいりました。

特に待機児童対策では、民間事業者との連携などを取り入れた総合的な待機児童対策を進め、平成30年度には実質的な待機児童解消を果たしたところであります。

そして、教育施策では、品川区が進めてまいりました小中一貫教育をモデルとして国が義務教育学校を制度化するなど、品川区の教育改革が日本の学校教育に一石を投じた成果だと考えております。

また、この間、シティプロモーション事業を本格的にスタートさせ、キャッチコピーである「わ！しながわ」をはじめ、ロゴマークとともに区の魅力を全国に発信し始めました。

さらに、23区としては初となる品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例を制定し、町会・自治会への活動支援の拡充と地域課題の解決に向けた取り組みを進めてまいりました。

来年に控えた東京オリンピック・パラリンピックでは、機運を醸成するさまざまな事業や世界中からのお客様をお迎えする準備を加速させて取り組んでまいります。

こうした取り組みにおいて一定の成果を得ることができましたのも、ひとえに議会からのご助言、ご協力のたまものと改めて深く感謝を申し上げます。

今後も区民との協働を区政運営の基本に、小さな区役所から大きなサービスを生み出す創意工夫を引き続き行っていくとともに、不断の行財政改革により健全財政を堅持しながら、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざしてまいります。

4月21日には、品川区議会議員選挙がとり行われます。ぜひとも議員の皆様におかれましては、健康にご留意をされ、再び本会議場でお会いできますことを心よりお祈り申し上げます。

また、今期でご勇退される方々におかれましては、長きにわたる区政への輝かしいご功績に深く敬意を表しますとともに、今後とも品川区政に対しましてご支援を賜りますよう心よりお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松澤利行君） 以上で区長の発言を終わります。

平成31年第1回定例会最終本会議を閉じるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る2月20日開会以来35日間にわたり、平成31年度各会計予算議案をはじめ、重要な案件につきましてご熱心にご審議を賜り、本日をもって議決を見るに至りましたことを厚く御礼申し上げます。

また、区長をはじめ理事者各位におかれましては、審査に当たり多大なご協力をいただきましたことに対し、心から感謝を申し上げます。このたび成立いたしました予算ならびに各議案の執行に当たりましては、適切な運用をもって進められ、区政発展のためにさらに一層のご努力をいただきますようお願い申し上げます。

さて、本定例会は、現議員任期最後の定例会であります。議員各位には、この4年間、議会に提案された諸議案、区民から提出された請願・陳情につきまして、熱心なご審議をいただき、的確な判断とご意見により議会の意思決定を行い、各役職におきましてもそれぞれの責任を果たし、多大な成果を上げられたものと確信をしております。

今任期においては、区民に身近な区議会の実現のため、不断の議会改革にも今まで以上に積極的に取り組んでまいりました。議会報告会の開催、議会のICT化の推進およびホームページによる議会情報の積極的な情報提供、区民に読んでいただける区議会だよりをめざした議会広報紙の改善など、これまで数々、種々検討を重ねてきました各取り組みが大きく実を結びました。

一方、区政運営におきましては、改元も予定され、新時代を迎えるに当たり、社会経済環境の変化に機敏に対応するとともに、引き続き品川区の重点課題であります防災対策や地域力の向上、地域経済の活性化、待機児童対策、子ども、高齢者、障害者施策等の一層の充実強化を図っていくことが求められております。また、開催を目前に控えた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功とともに、この世界的イベントを契機とし、区のますますの発展に大いにつなげていく必要があります。

こうした中、従来にも増して区民にとって必要な施策を的確かつ迅速に実施に移すことで、区民の安全と安心を守っていくことが求められております。品川区議会も、これまで以上にその役割を果たし、区民の期待に応えていく必要があります。

さて、4月21日には区議会議員選挙が行われます。議員各位におかれましては、くれぐれも健康に留意され、皆様が当選の栄誉を得られ、再び議場でお顔を合わせることが出来ますよう、ご健闘をお祈り申し上げます。

なお、ご勇退される方々におかれましては、これまで区政の発展にご尽力をいただき、感謝申し上げます。くれぐれもご自愛され、今後ともお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、これをもって挨拶とさせていただきます。

以上で本日の会議を閉じます。

これもちまして平成31年第1回品川区議会定例会を閉会いたします。

○午後3時03分閉会

議 長	松 澤 利 行
署 名 人	高 橋 伸 明
同	須 貝 行 宏